

**震災時の屋内安全対策にかかわる
器具設置費用の一部を助成します！**



大規模地震時の通電火災を防ぐには！

感震ブレーカー

が効果的です。

家具類の転倒等によるケガ防止に！

家具類の転倒・落下・

移動防止対策器具

を設置しましょう。



【お問い合わせ・申込み】 荒川区区民生活部防災課

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

☎ 03-3802-3111 内線418

荒川区ホームページでもご確認いただけます。



<荒川区公式 HP>



1. 感震ブレーカー

強い揺れを感知したときにブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める器具です。過去の大規模地震時に発生した火災の6割以上が電気による火災です。避難する際にはブレーカーを落としてから避難することが大切です。災害時の電気火災を防ぐために有効な感震ブレーカーを設置しましょう。

【助成対象器具】

下記表の類が該当するものとなります。（一例）

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

経済産業省「感震ブレーカーの普及啓発」ページを加工して荒川区作成

（各種類の特徴）

分電盤タイプ	揺れを感知してからブレーカーが落ちるまで一定時間の猶予を持たせているものが多く、その時間を使って避難の準備などを行うことができます。既設の分電盤の形状によって設置できるものが違うので、工事業者に確認してもらいましょう。
コンセントタイプ	電気工事が必要な埋込タイプとコンセントに差し込むだけのタイプがあります。また、家屋全体の電力を遮断するものと個別のコンセントの電力を遮断するものがあります。
簡易タイプ	現在使用しているブレーカーに直接取り付けられるもので、電気工事の必要はありません。揺れを感知し作動すると、即座に全ての電気が切れません。

※避難時の照明確保を

夜間等に大規模な地震が発生した場合、停電する可能性があるほか、感震ブレーカー等が作動して照明が点灯しない可能性があります。災害時に備え、照明器具を常備し、設置場所を家族全員で確認しましょう。照明器具としては、懐中電灯のほか、停電すると自動で非常用の照明が点灯する保安灯などもあります。

※在宅用医療機器等をご利用の方

在宅用医療機器など、通電の継続が必要な機器を使用している場合は、停電時や感震ブレーカーの作動時に電源が確保できるよう、バッテリー等の予備電源を備えましょう。

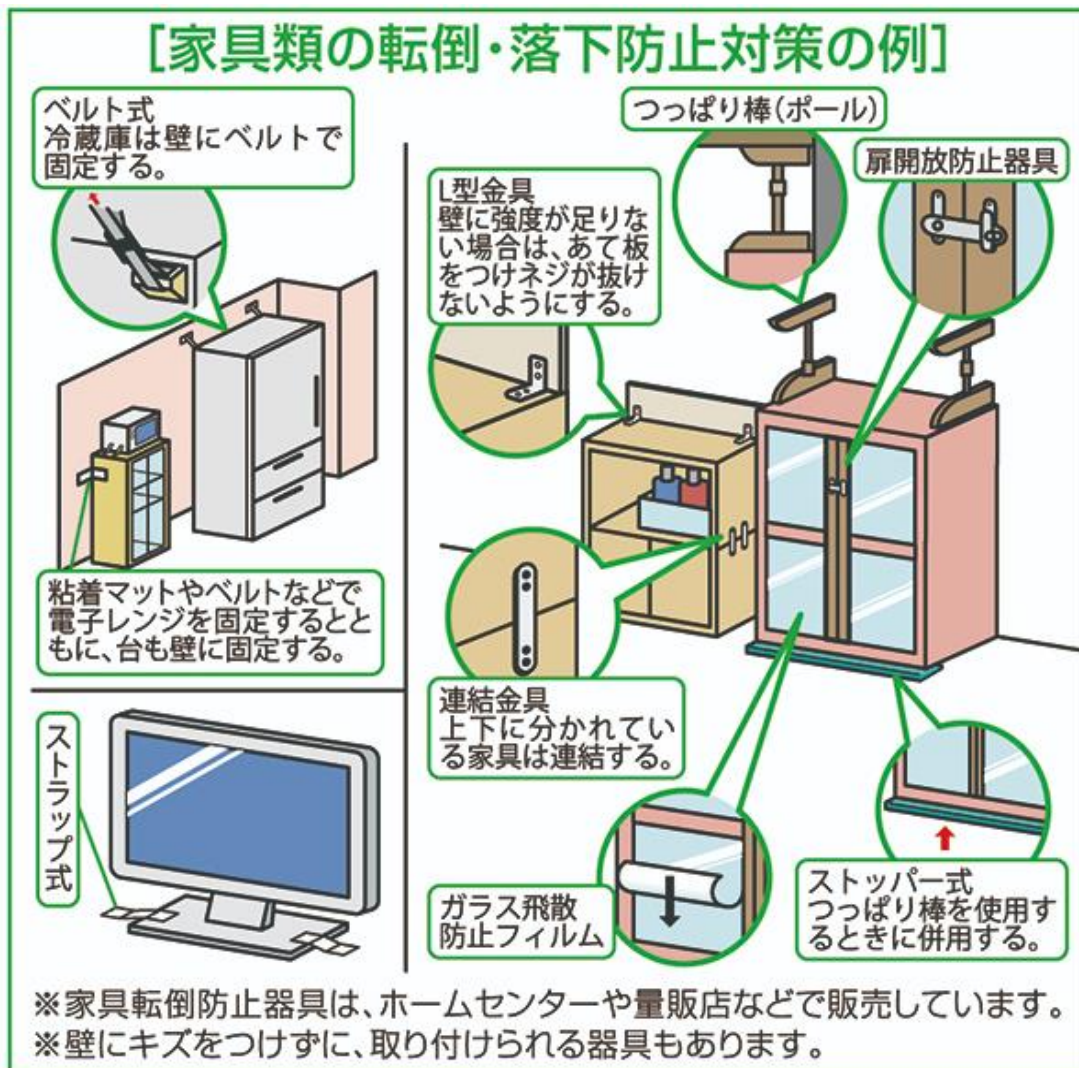
2. 家具類の転倒・落下・移動防止対策器具

近年発生した地震被害でけがをした原因を調べると、約3～5割の人が、家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

家庭内のタンスや本棚等の家具が倒れることによる負傷を防ぐほか、円滑に避難するためには、家具類の転倒等防止対策が有効です。

【助成対象器具】

下記表の類が該当するものとなります。（一例）



参考：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策」

※家具の置き場所や置き方を見直し、室内の安全空間を確保しましょう

《チェックポイント》

- 部屋の出入口付近や廊下・階段などに家具類を置いていないか。
- 地震時の出火を防ぐため、火気の周辺に家具を置いていないか。
- 家具の上にガラス製品やテレビなど割れやすいものを置いていないか。
- 重いものを下のほうに収納し、家具類を倒れにくくしてあるか。
- 家具類を前のめりより壁にもたれるように置き、倒れづらくしているか。

助成内容

○対象 区内に住所を有している世帯（器具設置は現に居住する家屋等に限りです）

○内容

次の1、2区分とも、(1)(2)どちらかを1世帯につき1回のみ利用可能です（個別申請可）。



区分		助成内容	助成限度額	
			一般世帯 ※1	特例世帯 ※2
1	(1)	感震ブレーカー等 設置工事費（器具代含む）※3	助成率1/2 （上限6万円）	助成率5/6 （上限10万円）
	(2)	感震ブレーカー等 器具購入費 ※4	助成率1/2 （上限5千円）	助成率10/10 （上限1万円）
2	(1)	家具類の転倒・落下・移動 防止対策 器具設置工事費（器具代含む）	助成率1/2 （上限1万円）	助成率10/10 （上限2万円）
	(2)	家具類の転倒・落下・移動 防止対策 器具購入費 ※4	助成率1/2 （上限5千円）	助成率10/10 （上限1万円）

※1 一般世帯
特例世帯以外の世帯

※2 特例世帯（以下のいずれかに該当する世帯）

- ・世帯全員が65歳以上
- ・世帯全員が住民税非課税
- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯

※3 区分1(1)については、下記が対象機器です。

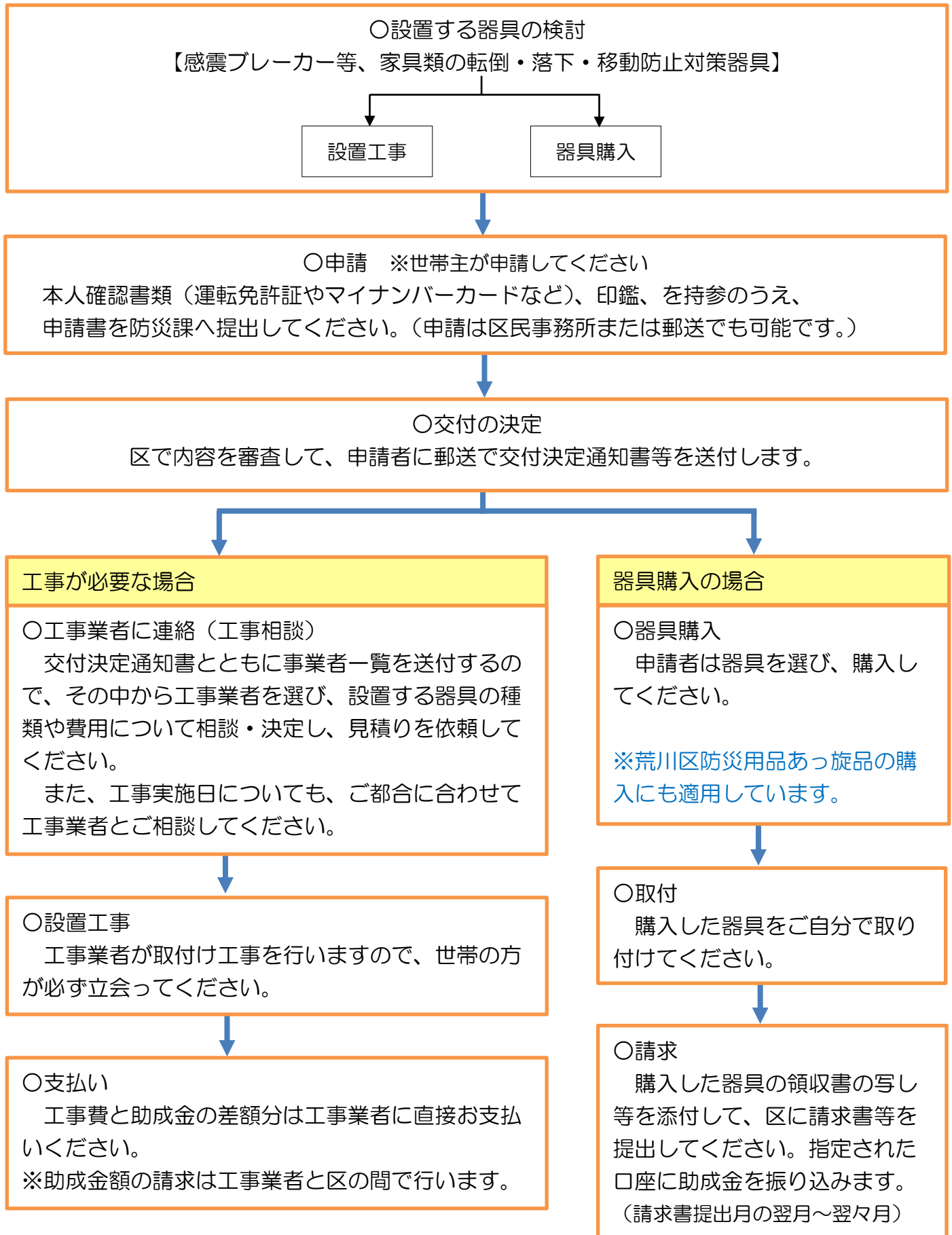
<p>・分電盤タイプ （一社）日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造・機能を有するもの</p>		<p>・コンセントタイプ （一財）日本消防設備安全センターの推奨を有するもの</p>	
--	---	--	---

※4 器具購入については、荒川区防災用品あっ旋品も助成対象とします。
（防災用品のあっ旋については、荒川区ホームページ等をご覧ください。）



申請の流れ

設置工事または器具購入の前に、必ず区への申請をお済ませください。



各種問合せ

申請先

下記のいずれかとなります。（申請書は次ページの両面です。）

- ・防災課（本庁舎3階 ①番窓口または郵送）
〒116-8501 荒川区荒川2-2-3
☎03-3802-3111 内線418
- ・区民事務所窓口（南千住・町屋・尾久・日暮里）

○本人確認書類について

申請時には本人確認書類の提示が必要です。

防災課・区民事務所窓口にお越しの際は以下の書類をお持ちください。

また、郵送での申請の際は本人確認書類等のコピーを同封してください。

1点確認（住所記載のもの）	2点確認（1点は住所記載のもの）
運転免許証・運転経歴証明書・住基カード マイナンバーカード・障害者手帳・在留カード その他（ ）	健康保険証・介護保険証・年金手帳 社員証・学生証 その他（ ）

※マイナンバー通知カードは本人確認にご使用いただけません。

工事業者（工事相談など）

1. 感震ブレーカー

- ・お近くの電気工事店など
- ・上野地区住宅電気工事センター ☎03-3871-6918
※荒川区の電気店が複数加盟している協会です。

2. 家具類の転倒・落下・移動防止対策器具

- ・交付決定の通知時に別紙にてご案内いたします。

荒川区屋内安全対策器具設置等助成金交付申請書

年 月 日

荒川区長 殿

申請者（世帯主） 住 所 荒川区

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____ (_____) _____

荒川区屋内安全対策器具設置等助成金を下記のとおり申請します。

記

以下の項目に沿って、それぞれレ点チェックしてください。

1 申請事由

区分		助成内容
1	<input type="checkbox"/> (1)	感震ブレーカー等設置等工事費（器具代含む）
	<input type="checkbox"/> (2)	感震ブレーカー等器具購入費
2	<input type="checkbox"/> (1)	家具類の転倒・落下・移動防止対策器具設置等工事費（器具代含む）
	<input type="checkbox"/> (2)	家具類の転倒・落下・移動防止対策器具購入費

- ・ 1及び2の区分とも、(1)又は(2)のどちらかを1世帯につき1回のみ申請可
(1と2の区分を個別に申請することは可)

2 対象区分

- ・ 一般世帯
 - 特例世帯以外の世帯
- ・ 特例世帯（以下のいずれかに該当する世帯）
 - 65歳以上のみの世帯（世帯全員が65歳以上であることが必要です。）
 - 世帯全員が特別区民税・都民税非課税
世帯の所得に関する税務情報を区が利用することに同意します。
 - 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯（証明書のコピーを添付して下さい）

【裏面あり】

3 世帯構成（申請者も含めて世帯全員ご記入ください）

要件審査に伴い、私の世帯の住民基本台帳による住所・氏名・生年月日等についての確認及び障害者手帳等についての確認を受けることに同意します。

氏名	生年月日	続柄	手帳等の種類 (該当なければ記入不要)
	年 月 日	世帯主	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

4 家屋の種類

- 持家 都営住宅・区営住宅 借家・アパート

※新築及び賃貸物件の場合、感震ブレーカー等設置工事（1（1））は申請できません。

借家・アパートに該当する方については、家具類の転倒・落下防止器具設置等工事（申請事由の（2（1））の申請に限り以下の承諾が必要です。

家具類の転倒・落下防止器具取付工事 承諾書	
上記申請者が、家具類の転倒及び落下防止器具を取付けることを承諾します。	
年 月 日	
所有者又は管理者 住所	
氏名	印

※郵送の場合は、申請者の本人確認書類のコピーを同封の上送付してください。

(職員記入欄)

受付日	受付場所					
/	防	南	町	尾	日	郵
本人確認書類	1点確認 (住所記載のもの)			2点確認 (1点は住所記載のもの)		
	運転免許証・運転経歴証明書・住基カード マイナンバーカード・障害者手帳・在留カード その他 ()			健康保険証・介護保険証・年金手帳 社員証・学生証 その他 ()		